

宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、野生鳥獣による農作物被害を低減させるため、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）に基づき、自ら定めた目標を達成するために行う事業に要する経費について、国交付要綱で農林水産省農村振興局長が定める当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象事業等)

第2 交付金の交付対象となる事業内容、経費及び交付率は、別表のとおりとし、交付金の額は事業内容ごとに当該経費に交付率を乗じて得た額の合計額を超えないものとする。

(交付の申請)

第3 事業実施主体は、実施要領別記1第4の1及び別記4第4の1の規定により事業実施計画を作成し、別記様式第1号により事業実施計画承認申請書を知事に提出してその承認を受けた後、交付の申請をするものとする。

2 規則第3条第1項の規定による交付金交付申請書の様式は、別記様式第2号によるものとし、その提出期限は別に知事が定める日とする。

3 前項の交付金交付申請書を提出しようとする事業実施主体は、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

4 規則第3条第2項の規定により交付金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施計画（別紙1及び別紙1別添）

(2) 被害防止計画（申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる）

- (3) 別表の事業区分の欄に掲げる 2「整備事業」にあつては費用対効果分析及び施設設置予定位置図
- (4) 市町村以外の事業実施主体にあつては通帳の写し
- (5) 「みどりチェック」チェックシート
- (6) 鳥獣被害防止対策のチェックシート
- (7) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第 4 規則第 5 条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付金事業の内容の変更又は交付金事業に要する経費の配分を変更する場合においては、別記様式第 1 号により事業実施計画の変更について知事の承認を受けた後、別記様式第 3 号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 事業実施主体の変更

ロ 事業費の増減（軽微な変更を除く）

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第 4 号により知事の承認を受けること。
- (3) 交付金事業が予定期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 5 号により知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 前項の場合のうち歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(交付決定前着手)

第 5 事業の着手は、原則として交付金の交付決定の通知後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ別記様式第 6 号による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(国費の流用の禁止)

第 6 別表の事業区分の欄に掲げる 1 と 2 の相互間における流用をしてはならない。また、別表の事業区分の欄に掲げる 1 の (1) から (10) までと 1 の (11) の相互間における、それぞれの経費の 3 割を超える増減を伴う流用をしてはならない。

(事業遂行状況報告等)

第 7 規則第 10 条の規定による報告は、交付金の交付決定のあった年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 7 号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月 15 日までに知

事に提出するものとする。

(実績報告書)

第8 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第8号によるものとし、事業実施主体は、事業が完了したとき（第4(2)による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月15日までに別記様式第9号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 第3第3項ただし書の規定により交付金の交付申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該交付金から減額して報告しなければならない。

4 規則第12条第1項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績（別紙1）
- (2) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料及び帳簿の写し
- (3) 別表の事業分の欄に掲げる2「整備事業」にあつては財産管理台帳の写し、費用対効果分析及び施設設置位置図
- (4) 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、それを証明する必要書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付金の交付方法)

第9 交付金は、規則第13条に規定する交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第10号によるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第10 第3第2項の規定により交付金の交付申請をした事業実施主体は、第7第1項の実績報告を提出した後において、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第7第2項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第11号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（事業実施状況の報告）

第11 事業実施主体は、事業の実施翌年度の8月末日までに別記様式第12号により事業の実施状況を知事に報告するものとする。

2 第3第4項の規定により提出した「みどりチェック」チェックシート及び鳥獣対策防止対策のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを前項の報告と併せて知事に提出するものとする。

（事業の評価）

第12 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画の目標年度の翌年度において、実施要領別記1第6第1項及び別記4第6の規定により実施する事業の評価については、別記様式第13号により8月末日までに知事に報告するものとする。

2 実施要領別記1第6第2項の規定により被害防止計画の目標達成状況が低調である場合に作成する改善計画については、別に定める日までに別記様式第14号により知事に報告するものとする。

（処分の制限を受ける財産）

第13 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、それぞれ1件の取得価格が50万円以上のものとする。

（処分の制限を受ける期間）

第14 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間とする。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間とする。

（関係書類の整備）

第15 事業実施主体は、第14の期間内において処分の制限を受ける財産の管理状況を明らかにするため国交付要綱第26第3項に基づき、関係書類を整備保管しなければならない。

（書類の提出部数及び経由）

第16 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各1部とし、事業を所轄する地方振興事務所長を経由し、提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行し、平成２２年度予算から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月２日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第2関係）宮城県鳥獣被害防止総合支援事業

事業種類	事業区分	事業実施主体	交付要件	交付率
1 被害緊急対応型 2 広域連携型	1 推進事業 (1)被害防止活動推進 ①推進体制の整備 ②有害捕獲 ③被害防除 ④生息環境管理 ⑤広域柵の再編整備計画策定支援 ⑥サル複合対策 ⑦クマ複合対策 ⑧鳥類複合対策 ⑨他地域人材活用 ⑩ICT等新技術の活用 ⑪GISを活用した被害対策等の可視化定着支援 ⑫集落点検の促進 ⑬専門的人材育成・確保 (2)実施隊特定活動 ①大規模緩衝帯整備 ②誘導捕獲柵わな導入 (3)ICT等新技術実証 (4)農業者団体等民間団体被害防止活動 (5)ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ①販売拡大支援 ②搬入促進支援 ③処理加工施設の人材育成 ④ICTの活用による情報管理の効率化 ⑤放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 (6)鳥獣被害対策実施隊体制強化 ①実施隊員の人材育成 ②新規猟銃取得支援 (7)捕獲サポート体制の構築 (8)簡易的な集埋設設備の設置等支援 (9)緊急捕獲活動 ①有害捕獲 ②捕獲個体処理 ③事務費 2 整備事業 (1)鳥獣害防止施設 ①新規整備 ②再編整備 ③既設柵の地際補強 (2)処理加工施設	農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とする。	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。 2 推進事業を実施する場合は、有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち生息環境管理を含めた複数の取組が行われていること又は、確実に見込まれること。 3 整備事業を実施する場合は、有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は、確実に見込まれること。 4 整備事業を実施する場合は、受益戸数が3戸以上であること。なお、受益戸数が3戸以上に該当しない場合においても、経営規模や地理的条件等の地域の実情を踏まえ、他の農地への鳥獣の侵入を抑制できるとして、地方農政局長が助成すべきと認める場合には交付の対象とする。 5 整備事業を実施する場合は、農村振興局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えないものとする。なお、整備事業において、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。 6 整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うこと	1 推進事業 1/2以内、定額（ただし、限度額については、農林水産省農村振興局長が別に定めるものとする。） なお、国から県への鳥獣被害防止総合対策交付金の割当が要望を下回った場合、県は、予算の範囲内において、以下のとおり補助する。 ①1/2以内 事業実施主体が実施する本事業に要する経費の1/2以内で、国から県への交付金の割当を控除した経費の10/10以内を補助する。この場合、国から県への交付金の割当と県の負担額の合計は事業実施主体の負担額と同額までとする。 ②定額 事業実施主体が実施する本事業に要する経費から国から県への交付金の割当を控除した経費の10/10以内を補助する。 2 整備事業 1/2以内、定額 上記に関わらず、次の（1）から（6）までの要件のいずれかに該当する地域にあつては、55/100以内とする。（上記に関わらず、鳥獣害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であつて、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できることとし、その上限単価については、農林水産省農村振興局長が別に定めるところによる。）

	(3)捕獲技術高度化施設 (4)地域提案		が見込まれること。 なお、国から県への鳥獣被害防止総合対策交付金の割当が要望を下回った場合、県は、予算の範囲内において、以下のとおり補助する。 ① 1/2 以内 事業実施主体が実施する本事業に要する経費の 1/2 以内で、国から県への交付金の割当を控除した経費の 10/10 以内を補助する。この場合、国から県への交付金の割当と県の負担額の合計は事業実施主体の負担額と同額までとする。 ②定額 事業実施主体が実施する本事業に要する経費の 10/10 以内を補助する。 (1) 山村振興（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村 (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町
--	------------------------------------	--	--

				村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別指定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別指定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）を含む。） （3）離島振興法 （昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 （4）半島振興法 （昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 （5）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域 （6）棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域
--	--	--	--	--

別記様式第1号（第3（第4）関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業実施計画（変更）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業を別添事業実施（変更）計画のとおり実施したので、承認されるよう宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付要綱第3（第4）の規定により申請します。

- （注）1 関係書類として、別紙1事業実施（変更）計画を添付すること。
2 整備事業においては費用対効果分析を添付すること。
3 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。
4 事業実施変更計画については、変更部分を2段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第2号（第3関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- （注）
- 1 関係書類として、別紙1事業実施計画を添付すること。
 - 2 整備事業においては費用対効果分析及び施設設置予定位置図を添付すること。
 - 3 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第3号（第4の（1）関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金変更承認[及び追加交付]
申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付決定（、〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付金変更交付決定）の通知のありました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金について、事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認[し、交付金 円を追加交付]されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

区分	総事業費（円） （消費税込み）	交付金額（円）	その他（円）
既交付決定額			
変更交付申請額			

3 添付書類

別紙のとおり

- （注） 1 交付金の額が増額しない場合は、[]の部分を除くこと。
2 関係書類として、別紙1 事業実施変更計画を添付すること。
3 整備事業においては費用対効果分析を添付すること。
4 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第4号（第4の（2）関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付決定（、〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付金変更交付決定）の通知のありました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金について、事業の内容を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間

3 今後の見通しと対策

（注） 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第5号（第4の（3）関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金遅延届出書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付決定（、〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付金変更交付決定）の通知のありました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付要綱第4の（3）の規定により届け出ます。

記

1 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由及び今後の対処方針

2 交付事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- （注）1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
- 4 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第6号（第5関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け農山漁村第〇〇号で計画承認を受けました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金について、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に着手しますので、届け出ます。

記

- 1 事業の概要
- 2 交付決定前に着手する理由
- 3 着手（予定）年月日
年 月 日

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これら損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施設については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

（注） 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第 7 号（第 7 関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付決定（、〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付金変更交付決定）の通知のありました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業について、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付要綱第 7 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

事業区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		12月31日までに完了したもの		1月1日以降に完了するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
推進事業	円	円	%	円		
整備事業						

- （注） 1 事業区分には、交付決定を受けているすべての事業内容等を記入すること。
2 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第 8 号（第 8 の 1 関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付決定（、〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付金変更交付決定）の通知のありました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業を実施しましたので、補助金等交付規則第 1 2 条の規定により関係書類を添えて報告します。

併せて、精算額として金〇〇円の交付を下記により請求します。

記

振込先

(1) 口座： 銀行 支店
普通・当座 口座番号

（フリガナ）

(2) 口座名義人：

- （注） 1 関係書類として、別紙 1 事業実績を添付すること。
2 整備事業においては財産管理台帳、費用対効果分析及び施設設置位置図を添付すること。
3 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。
4 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付決定（、〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付金変更交付決定）の通知のありました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業について、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付要綱第8の2の規定により、実績を下記のとおり報告します。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費（A）	国庫補助金	（A）のう ち年度内支 出済額	概算払受入 済額	（A）のう ち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- （注） 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第10号（第9関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付決定（、〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付金変更交付決定）の通知のありました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

事業区分	交付金交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額
	円	円	円	円

1 概算払が必要な理由

2 振込先

(1) 口座： 銀行 支店
普通・当座 口座番号
(フリガナ)

(2) 口座名義人：

- (注) 1 事業区分には、交付決定を受けているすべての事業内容等を記入すること。
2 関係書類として、請求額の積算資料等を添付すること。
3 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第 1 1 号（第 1 0 関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金に係る消費税仕入控除税額
報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付決定（、〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付金変更交付決定）の通知のありました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金について、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付要綱第 1 0 の規定により、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|------------------------------------|---|---|
| 1 | 交付金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 1 参考となる資料を添付すること。
2 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第 1 2 号（第 1 1 関係）

〇〇年度事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

このことについて、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付要綱第 1 1 の規定により関係書類を添えて報告します。

- （注） 1 関係書類として、別紙 2 事業実施状況報告を添付すること。
2 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第 1 3 号（第 1 2 関係）

〇〇年度被害防止計画目標評価報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

被害防止計画に定められた目標の達成状況について、事業の評価を行いましたので、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付要綱第 1 2 の規定により関係書類を添えて報告します。

- （注） 1 関係書類として、別紙 3 被害防止計画目標評価報告書を添付すること。
2 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第14号（第12の2関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金に関する改善計画

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年度において宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

3 実績及び改善計画

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対 象 鳥 獣	被害防止計画の達成状況					達 成 率 (%)	備考
			目 標 (○ 年)	基 準 年 度 の 実 績 (○ 年)	1 年 目 (○ 年)	2 年 目 (○ 年)	3 年 目 (○ 年)		
被 害 防 止 計 画 (被 害 の 軽 減 目 標)	被害金額 (千円)								
	被害面積 (ha)								

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 3 各指標の合計も記載すること。
 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分（整備事業を実施した場合に記載）

区 分	指 標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計 画 策定時 (年)	1 年 目 (年)	2 年 目 (年)	3 年 目 (年)	改善計 画策定 (年)	1 年 目 (年)	2 年 目 (年)	3 年 目 (年)
	利用量 (km、ha 等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累 積 赤 字 (千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 2 収支率は、収入／支出×100 とする。
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記

載すること。

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

(注) 1 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

事業実施主体名

I 手続き内容

計画の作成	実績報告	実施状況報告

注：該当する手続きに○を付すこと。

II 事業内容

1 事業費等

(円)

都道府県名	事業実施年度	総事業費	
		うち国庫交付金	
	令和 年度	0	0

注1：変更計画を作成する場合にあっては、変更前と変更後が比較対照できるように二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
2：実績報告及び実施状況報告を行う場合にあっては、計画と実績が比較対照できるように二段書きとし、計画を括弧書きで上段に記載すること。

(事業の経費の配分)

(円)

区分		総事業費 (A)+(B) +(C)+(D)	負担区分				備考
			国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
推進交付金		0	0	0	0	0	
内 訳	推進事業	0					
	緊急捕獲活動支援事業	0					
	シカ特別対策	0					
	クマ特別対策	0					
	ICTフル活用型	0					
	加害個体重点捕獲型	0					
整備交付金		0					

注1：変更計画を作成する場合にあっては、変更前と変更後が比較対照できるように二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
2：実績報告及び実施状況報告を行う場合にあっては、計画と実績が比較対照できるように二段書きとし、計画を括弧書きで上段に記載すること。

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 課題を解決するための対応方針

(上記の課題に対応するための方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するための方針を記述するものとし、記載例を以下に示す。)

【記載例】

鳥獣対策を推進するに当たり、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施する。

○有害捕獲に関する事項

- ・捕獲体制の整備[目的：被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築]
- ・捕獲機材の整備[目的：捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備]
- ・生息状況調査の実施[目的：被害を与える鳥獣の生息状況の把握]

○被害防除に関する事項

- ・侵入防止柵の整備[目的：被害が発生している農地へ侵入防止策を整備]
- ・追い払い活動の実施[目的：効果的・継続的な追い払いによる被害防除]
- ・被害状況調査の実施[目的：地域における被害状況及び加害鳥獣の把握]

○生息環境管理に関する事項

- ・緩衝帯の整備[目的：鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備]
- ・放任果樹の除去[目的：地域のえさ源対策として放任果樹等を除去]

4 目標

(上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

5 捕獲計画の内容

(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載。上記対応方針や近年の捕獲傾向等を踏まえ、捕獲計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業との連携の考え方、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の都道府県としての考え方等を具体的に記載すること。)

6 事業の実施状況の概要

(地域提案メニューを含め事業の実施状況を記述すること。)

注：実施状況報告の場合のみ記載すること。

7 事業の実施状況を踏まえた今後の方針

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載する。)

注：実施状況報告の場合のみ記載すること。

本事業の都道府県内の捕獲計画(又は実績)

対象鳥 獣	捕獲計画(又は実 績)数(頭数)	推進事業	緊急捕獲	シカ特	シカ特	クマ特	クマ特
		(日当払い)	(頭数払い)	(頭数払い)	(日当払い)	(頭数払い)	(日当払い)
シカ							
イノシシ							
クマ							
サル							

注：対象鳥獣がシカ、イノシシ、クマ、サルの場合に記載すること。なお、成獣のみを記載することとし、成獣と幼獣の区別は必要ない。

8 事業完了(予定)日

9 被害防止計画の作成状況

(1) 被害防止計画の対象年度

年度から 年度まで

(2) 宮城県第二種特定鳥獣管理計画との連携

(宮城県第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う場合、対象となる獣種を記載)

(3) 近隣市町村との連携(連携する市町村名及び連携の概要を記載)

(4) 被害防止計画を閲覧できるウェブサイトのURL

(1)推進事業の概要

1 事業実施主体等

2-1 推進事業の概要(1/2以内)

[1/4]

事業実施主体 名 (参画協議会 名)	構成市 町村名	事業 の種類	取組 区分	事業 実施 主体 の種類	実施隊		推進事業合計 (1/2以内+定額)	推進事業																	備考		
								実施内容の概要	推進事業計 (①+②+③+④)			①推進体制の整備			②有害捕獲			③被害防除			④生息環境管理			消費税等相当額			
					事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)		事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	除税額の場合(円)	うち国費 (円)		
							0	0	0																		

- 注1：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。
- 2：実施内容の概要欄には、①～②⑩の取組の概要を記入し、どの取組かわかるように、①～②⑩の番号とその名称を記入する。
上限単価が定められているものについては、単位当たりの単価(例：〇円／ha等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載する。
金額は交付金額ベースで記載する。自己負担を含む場合には、事業費と自己負担の金額がわかるように記載する。
実施内容は簡潔に記載する(・・・のため、・・・を実施等の目的までの記載は不要)。
- 3：消費税等相当額の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、減額した場合は1、同税額がない場合は2、同税額が明らかでない場合は含税額として3を記入する。なお、1を選択した場合にあっては、その額のうち国費の金額を記載する。
- 4：取組区分欄には、新規事業実施主体の取組は「1」、実施隊の取組は「2」を記入する。
- 5：農業者団体等民間団体被害防止活動については、「有害捕獲」、「被害防除」、「生息環境管理」欄等にそれぞれ記入する。
- 6：事業実施主体の種類については、協議会は「1」、協議会構成員は「2」、協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体は「3」、コンソーシアムは「4」を記入する。
- 7：ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組のうち搬入促進支援の取組については、解体機能を有する車両の導入により予定される販売先及び販売数量について、実施内容の概要欄に記載すること。
- 8：推進事業合計の金額は、1/2以内と定額の合計になっていることを留意すること。
- 9：事業費に県補助金、市町村費及びその他(協議会)経費が含まれる場合は、「実施内容の概要」に(うち〇〇費〇〇円)と記載すること。

事業実施主体 名 (参画協議会 名)	構成市 町村名	事業 の種類	取組 区分	事業 実施 主体 の種類	実施内容の概要	推進事業																										
						推進事業計 (Σ①～⑳)			①推進体制の整備			②有害捕獲			③被害防除			④生息環境管理			⑤広域柵の整備再編計画策定支援			⑥サル複合対策			⑦クマ複合対策			⑧鳥類複合対策		
						事業費	国庫交付金	県補助金	事業費	国庫交付金	県補助金	事業費	国庫交付金	県補助金	事業費	国庫交付金	県補助金	事業費	国庫交付金	県補助金	事業費	国庫交付金	県補助金	事業費	国庫交付金	県補助金	事業費	国庫交付金	県補助金	事業費	国庫交付金	県補助金
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)				
0	0	0	0	0																												
						0	0	0																								

注1：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

2：実施内容の概要欄には、①～⑳の取組の概要を記入し、どの取組かわかるように、①～⑳の番号とその名称を記入する。
上限単価が定められているものについては、単位当たりの単価(例：〇円／ha等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載する。
金額は交付金額ベースで記載する。自己負担を含む場合には、事業費と自己負担の金額がわかるように記載する。
実施内容は簡潔に記載する(・・・のため、・・・を実施等の目的までの記載は不要)。

3：消費税等相当額の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、減額した場合は1、同税額がない場合は2、同税額が明らかでない場合は含税額として3を記入する。なお、1を選択した場合にあっては、その額のうち国費の金額を記載する。

4：取組区分欄には、新規事業実施主体の取組は「1」、実施隊の取組は「2」を記入する。

5：農業者団体等民間団体被害防止活動については、「有害捕獲」、「被害防除」、「生息環境管理」欄等にそれぞれ記入する。

6：事業実施主体の種類については、協議会は「1」、協議会構成員は「2」、協議会の構成員である農協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体は「3」、コンソーシアムは「4」を記入する。

7：ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組のうち搬入促進支援の取組については、解体機能を有する車両の導入により予定される販売先及び販売数量について、実施内容の概要欄に記載すること。

8：推進事業合計の金額は、1／2以内と定額の合計になっていることを留意すること。

9：事業費に県補助金、市町村費及びその他(協議会)経費が含まれる場合は、「実施内容の概要」に(うち〇〇費〇〇円)と記載すること。

事業実施主体名 (参画協議会名)	構成市町村名	事業の種類	取組区分	事業実施主体の種類	推進事業																							
					⑨他地域人材活用			⑩ICT等新技術の活用			⑪GISを活用した被害対策等の可視化定着支援			⑫集落点検の促進			⑬専門の人材育成・確保			⑭誘導捕獲柵わな			⑮大規模緩衝帯			⑯ICT等新技術実証		
					事業費			事業費			事業費			事業費			事業費			事業費			事業費			事業費		
					国庫交付金	県補助金	国庫交付金	県補助金	国庫交付金	県補助金	国庫交付金	県補助金	国庫交付金	県補助金	国庫交付金	県補助金	国庫交付金	県補助金	国庫交付金	県補助金	国庫交付金	県補助金	国庫交付金	県補助金	国庫交付金	県補助金		
					(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
0	0	0	0	0																								

- 注1：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。
- 2：実施内容の概要欄には、①～⑯の取組の概要を記入し、どの取組かわかるように、①～⑯の番号とその名称を記入する。
上限単価が定められているものについては、単位当たりの単価(例：〇円／ha等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載する。
金額は交付金額ベースで記載する。自己負担を含む場合には、事業費と自己負担の金額がわかるように記載する。
実施内容は簡潔に記載する(・・・のため、・・・を実施等の目的までの記載は不要)。
- 3：消費税等相当額の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、減額した場合は1、同税額がない場合は2、同税額が明らかでない場合は含税額として3を記入する。なお、1を選択した場合にあっては、その額のうち国費の金額を記載する。
- 4：取組区分欄には、新規事業実施主体の取組は「1」、実施隊の取組は「2」を記入する。
- 5：農業者団体等民間団体被害防止活動については、「有害捕獲」、「被害防除」、「生息環境管理」欄等にそれぞれ記入する。
- 6：事業実施主体の種類については、協議会は「1」、協議会構成員は「2」、協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体は「3」、コンソーシアムは「4」を記入する。
- 7：ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組のうち搬入促進支援の取組については、解体機能を有する車両の導入により予定される販売先及び販売数量について、実施内容の概要欄に記載すること。
- 8：推進事業合計の金額は、1／2以内と定額の合計になっていることを留意すること。
- 9：事業費に県補助金、市町村費及びその他(協議会)経費が含まれる場合は、「実施内容の概要」に(うち〇〇費〇〇円)と記載すること。

事業実施主体名 (参画協議会名)	構成市町村名	事業の種類	取組区分	事業実施主体の種類	推進事業																										消費税等相当額	備考				
					⑪ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組															⑫鳥獣被害対策実施隊体制強化						⑬捕獲サポート体制の構築			⑭簡易的な集合埋設設備の設置等支援							
					1)販売拡大支援			2)搬入促進支援			3)処理加工施設の人材育成			4)ICTの活用による情報管理の効率化			5)放射性物質影響地域のジビエ活用推進			1)実施隊員の人材育成			2)新規猟銃取得支援			事業費			事業費							
					事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	事業費 (円)	国庫交付金 (円)			県補助金 (円)	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)
					除税額の場合(円)			うち国費 (円)																												

0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 注1：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。
- 2：実施内容の概要欄には、①～⑳の実取組の概要を記入し、どの取組かわかるように、①～⑳の番号とその名称を記入する。
上限単価が定められているものについては、単位当たりの単価(例：〇円／ha等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載する。
金額は交付金額ベースで記載する。自己負担を含む場合には、事業費と自己負担の金額がわかるように記載する。
実施内容は簡潔に記載する(・・・のため、・・・を実施等の目的までの記載は不要)。
- 3：消費税等相当額の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、減額した場合は1、同税額がない場合は2、同税額が明らかでない場合は含税額として3を記入する。なお、1を選択した場合にあっては、その額のうち国費の金額を記載する。
- 4：取組区分欄には、新規事業実施主体の実取組は「1」、実施隊の実取組は「2」を記入する。
- 5：農業者団体等民間団体被害防止活動については、「有害捕獲」、「被害防除」、「生息環境管理」欄等にそれぞれ記入する。
- 6：事業実施主体の種類については、協議会は「1」、協議会構成員は「2」、協議会の構成員である農協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体は「3」、コンソーシアムは「4」を記入する。
- 7：ジビエ等の利用拡大に向けた地域の実取組のうち搬入促進支援の実取組については、解体機能を有する車両の導入により予定される販売先及び販売数量について、実施内容の概要欄に記載すること。
- 8：推進事業合計の金額は、1／2以内と定額の合計になっていることを留意すること。
- 9：事業費に県補助金、市町村費及びその他(協議会)経費が含まれる場合は、「実施内容の概要」に(うち〇〇費〇〇円)と記載すること。

(2)整備事業の概要

1 事業実施主体等

2 整備事業の概要

事業実施主体 名 (参画協議会 名)	構成市 町村名	事業 の種類	事業 実施 主体 の種類	整備事業																											
				整備事業の合計 (①+②+③+④)	①鳥獣被害防止施設(新規整備)						①鳥獣被害防止施設(再編整備)						①鳥獣被害防止施設(既設柵の地際補強)														
					資材費定額分(＊)			通常補助率(1／2等)分(＊)			資材費定額分(＊)			通常補助率(1／2等)分(＊)			資材費定額分(＊)			通常補助率(1／2等)分(＊)											
					事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	消費税等相当額 減税額の場合(円) うち国費(円)	中山間地に 該当するか 否か	6法指定地域 の有無	実施内容の 概要	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	実施内容の 概要	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	実施内容の 概要	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	実施内容の 概要	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	実施内容の 概要	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	
				0		0																									

注1：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

2：鳥獣被害防止施設について、効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなその他の捕獲施設と一体的な整備を図るものとし、その内容を記載する。

3：実施内容の概要欄には、柵の種類及び対象獣種を記載する。

金額は交付金額ベースで記載する。自己負担を含む場合には、事業費と自己負担の金額がわかるように記載する。

柵と一体的に整備する捕獲機材について記載する。

4：捕獲技術高度化施設については、設備の概要を記載する。

5：6法指定地域の有無の欄については、該当する地域指定がある場合は1、どの地域指定も該当しない場合は2を、記入する。(資材費定額の柵を整備する場合であっても記載)

6：消費税等相当額の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、減額した場合は1、同税額がない場合は2、同税額が明らかでない場合は含税額として3を記入する。なお、1を選択した場合にあっては、その額とうち国費の金額を記載する。

7：(＊)については、単位当たりの単価(例:〇円／m等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載する。また、食肉利用等施設については、予定の販売先及び販売数量について、実施内容の概要欄に記載すること。

8：中山間地に該当するか否かの欄は、6法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地内の平均15度以上の地域(水田地帯を除く)、「農林統計に用いる地域区分の制定について」

(平成13年11月30日付け19等計第956号)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は1、該当しない場合は2を記入する。(資材費定額の柵を整備する場合であっても記載)

9：事業実施主体ごと事業内容(鳥獣被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設、地域提案)ごとに各地域の有害捕獲活動(鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように

寄与するか具体的に必ず記載のこと。(別紙2別添に整理)

10：事業実施主体の種類については、協議会は「1」、協議会構成員は「2」、協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体は「3」、コンソーシアムは「4」を記入する。

11：鳥獣被害防止施設(新規整備、再編整備)について、広域柵により整備する場合は、実施内容の概要欄に、(広)と記載する。なお、広域柵は、①集落を囲う柵、②道路等により囲まれた区域単位で囲う柵、③鳥獣の生息域の山際に沿って設置する柵、④特定の農地を囲うことで後背地域を含む広域的な被害防止が期待される柵のいずれかに該当する整備内容とする。

12：鳥獣被害防止施設(新規整備)について、柵の処分制限期間後における同箇所での新規整備の場合には、実施内容の概要欄に、(再)と記載すること。

13：鳥獣被害防止施設(新規整備、再編整備)について、既存の柵がある状況において新たな対象鳥獣の被害に対する対応として増築や模様替えを行う場合には、実施内容の概要欄に、(増)と記載すること。

14：実施状況報告にあっては、鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る

指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。(別紙2関係様式)

15：事業費に県補助金、市町村費及びその他(協議会)経費が含まれる場合は、「実施内容の概要」に(うち〇〇費〇〇円)と記載すること。

事業実施主体名 (参画協議会名)	構成市町村名	事業の種類	事業実施主体の種類	整備事業																備考		
				②処理加工施設								③捕獲技術高度化施設						④地域提案				
				食肉利用等施設(＊) (食肉等を原料とする加工製造のための設備を含む。)				焼却施設(＊) (減容化のための施設を含む。)														
				実施内容の概要	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	ジビエ未利用 地域に該当する か否か	実施内容の概要	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	実施内容の概要	事業費 (円)	国庫交付金 (円)	県補助金 (円)	実施内容の概要	事業費 (円)	国庫交付金 (円)		県補助金 (円)	

- 注1：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。
- 2：鳥獣被害防止施設について、効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなその他の捕獲施設と一体的な整備を図るものとし、その内容を記載する。
- 3：実施内容の概要欄には、欄の種類及び対象獣種を記載する。
金額は交付金額ベースで記載する。自己負担を含む場合には、事業費と自己負担の金額がわかるように記載する。
欄と一体的に整備する捕獲機材について記載する。
- 4：捕獲技術高度化施設については、設備の概要を記載する。
- 5：6法指定地域の有無の欄については、該当する地域指定がある場合は1、どの地域指定も該当しない場合は2を、記入する。(資材費定額の欄を整備する場合であっても記載)
- 6：消費税等相当額の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、減額した場合は1、同税額がない場合は2、同税額が明らかでない場合は含税額として3を記入する。なお、1を選択した場合にあっては、その額のうち国費の金額を記載する。
- 7：(※)については、単位当たりの単価(例:〇円／㎡等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載する。また、食肉利用等施設については、予定の販売先及び販売数量について、実施内容の概要欄に記載すること。
- 8：中山間地に該当するか否かの欄は、6法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地内の平均15度以上の地域(水田地帯を除く)、「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け19等計第956号)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は1、該当しない場合は2を記入する。(資材費定額の欄を整備する場合であっても記載)
- 9：事業実施主体ごと事業内容(鳥獣被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設、地域提案)ごとに各地域の有害捕獲活動(鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと。(別紙2別添に整理)
- 10：事業実施主体の種類については、協議会は「1」、協議会構成員は「2」、協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体は「3」、コンソーシアムは「4」を記入する。
- 11：鳥獣被害防止施設(新規整備、再編整備)について、広域欄により整備する場合は、実施内容の概要欄に、(広)と記載する。なお、広域欄は、①集落を囲う欄、②道路等により囲まれた区域単位で囲う欄、③鳥獣の生息域の山際に沿って設置する欄、④特定の農地を囲うことで後背地域を含む広域的な被害防止が期待される欄のいずれかに該当する整備内容とする。
- 12：鳥獣被害防止施設(新規整備)について、欄の処分制限期間後における同箇所での新規整備の場合には、実施内容の概要欄に、(再)と記載すること。
- 13：鳥獣被害防止施設(新規整備、再編整備)について、既存の欄がある状況において新たな対象鳥獣の被害に対する対応として増築や模様替えを行う場合には、実施内容の概要欄に、(増)と記載すること。
- 14：実施状況報告にあっては、鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。(別紙2関係様式)
- 15：事業費に県補助金、市町村費及びその他(協議会)経費が含まれる場合は、「実施内容の概要」に(うち〇〇費〇〇円)と記載すること。

(3)被害防止計画の概要、生息環境管理の取組

1 事業実施主体等

2 被害防止計画の概要

3 生息環境管理の取組

4 捕獲実績

事業実施主体名 (参画協議会名)	構成市町村名	事業の種類	被害の軽減目標(被害防止計画の目標)									都道府県が目標達成が見込まれないと判断した場合の理由	都道府県が目標達成が見込まれないと判断した場合の都道府県の指導内容	生息環境管理の実施内容	鳥獣被害防止総合支援事業での捕獲実績		備考
			対象鳥獣	被害金額の軽減目標				被害面積の軽減目標							対象鳥獣	捕獲頭数	
				現状値 (〇年度) (万円)	目標値 (〇年度) (万円)	軽減率 (%)	実績値 (〇年度) (万円)	現状値 (〇年度) (ha)	目標値 (〇年度) (ha)	軽減率 (%)	実績値 (〇年度) (万円)						

注1：計画の作成及び実績報告にあつては、1から3までを記載すること。なお、事業実施主体のウェブサイトにおいて被害防止計画を閲覧が可能な場合は、本様式の作成を省略することができる。

2：実施状況報告にあつては、1、2及び4を記載すること。

3：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

4：生息環境管理の実施内容については、地域において取り組む内容を記載すること。

5：捕獲実績は、事業計画の内容(有害捕獲、サル複合対策、鳥類複合対策、他地域人材活用、誘導捕獲柵わな、ICT等新技術実証、鳥獣被害防止施設等)ごとに記載する。

なお、捕獲実績の対象鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル及びカモシカを基本とし、それら以外はその他獣類及び鳥類で記載する。

推進事業概要(有害捕獲)

事業実施主体 名 (参画協議会 名)	構 成 市町村	事業の 種類等	対象鳥獣	その他の獣 類、鳥類を 選択した場 合の、該当 する獣種	①有害捕獲				②捕獲個体処理						③事務費(現地確認)			合 計(①+②+③)			消費税等相当額		単価調整等 の方法	捕獲計画の 設定根拠	1頭あたりの報償金額				報償金額合計				備考					
					捕獲頭数 (頭)	処理方法	上限単価 (円/頭)	補助金額 (円)	うち国交付 金 (円)	うち県補助 金 (円)	食肉利用を 行う施設の 名称及び所 在地	実施内容の概要				補助金額 (円)	うち国交付 金 (円)	うち県補助 金 (円)	実施内容 の概要	補助金額 (円)	うち国交付 金 (円)	うち県補助 金 (円)			補助金額 (円)	うち国交付 金 (円)	うち県補助 金 (円)	除税額の場合(円)		都道府県に よる報償金 ④ (円)	市町村によ る報償金⑤ (円)	その他団体 による報償 金⑥ (円)		合計報償金 額 ⑦(=④+⑤ +⑥) (円)	都道府県に よる報償金 (合計) ⑧(=捕獲頭 数×④) (円)	市町村によ る報償金(合 計) ⑨(=捕獲頭 数×⑤) (円)	その他団体 による報償 金(合計) ⑩(=捕獲頭 数×⑥) (円)	報償金額総 計 ⑪(=⑧+⑨ +⑩) (円)
												埋設頭数 (頭)	埋設を行う 施設の名称 及び所在地	焼却頭数 (頭)	焼却を行う 施設の名称 及び所在地													うち国費 (円)										

							0									0				0			0		0					0		0		0		0	
							0									0				0			0		0					0		0		0		0	
							0									0				0			0		0					0		0		0		0	
							0									0				0			0		0					0		0		0		0	
							0									0				0			0		0					0		0		0		0	
							0									0				0			0		0					0		0		0		0	
							0									0				0			0		0					0		0		0		0	
							0									0				0			0		0					0		0		0		0	
							0									0				0			0		0					0		0		0		0	

- 注1：事業の種類等については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。
- 2：消費税等相当額の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、減額した場合は1、同税額がない場合は2、同税額が明らかでない場合は含税額として3を記入する。なお、1を選択した場合にあっては、その額のうち国費の金額を記載する。
- 3：対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣と成獣の別、雄と雌の別など含む。)ごとに記載すること。1行で1獣種とすること。
- 4：「処理方法」の欄は、食肉処理等のために施設において搬入確認を行う場合は「食肉等」、焼却処分等のための施設において搬入確認した場合は「焼却等」、それ以外の場合は「その他」を記載すること。なお、実施要領別記4第3交付率の注3に該当する場合は「要領注3」、注4に該当する場合は「要領注4」を記載すること。
- 5：単価調整等の方法の欄は、効率的に捕獲を実施するための単価の設定及び調整等の方法について、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)ごとに必ず記載すること。
- 6：捕獲計画の設定根拠の欄については、イノシシ、シカ、サル成獣の場合のみ記載することとし、鳥獣の生息状況、農作物の被害状況、実施隊の設置状況、交付金等を活用した鳥獣被害対策実施隊の体制強化や捕獲技術の高度化に向けた取組状況、近年の捕獲状況、捕獲の効率化の取組状況、柵の設置状況や捕獲に資する柵としての活用状況(整備事業で柵を設置する場合は必須)等を勘案した上で、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)及び鳥獣ごとに必ず記載すること。
- 7：1頭あたりの報償金額欄については、実績報告及び実施状況報告の場合に記載すること。

(別紙1別添(2))

宮城県鳥獣被害防止総合支援事業実施計画

1 事業実施主体等に係る項目

2 被害防止計画の作成状況等

3 事業実施体制

4 推進事業について

(1)事業に係る項目

ア ●●●

- ・ 対象獣種
- ・ 実施時期
- ・ 実施内容

イ ●●●

- ・ 対象獣種
- ・ 実施時期
- ・ 実施内容

ウ ●●●

- ・ 対象獣種
- ・ 実施時期
- ・ 実施内容

(2)捕獲機材の導入に係る事項

ア 既存捕獲機材の活用状況

イ 捕獲機材の導入数量の根拠

ウ 捕獲機材の規格(幅、奥行き、目幅、線径、塗装仕様等)

エ 捕獲目標頭数

オ 捕獲機材の維持管理体制

(3)ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組に係る事項

5 整備事業について

(1)事業に係る項目

ア 施設名

イ 対象鳥獣

ウ 事業費

エ 負担区分

オ 受益戸数

カ 受益面積

(2)施設概要等に関する項目

ア 施設の位置

イ 施設の図面

ウ 設備の概要

エ 規模・規格の妥当性

オ 利用・維持管理計画

カ 一体的に整備する捕獲機材の内容

キ 生息環境管理への取組

コ 費用対効果分析

(3)地域指定に係る項目

(4)食肉利用等施設を整備する場合の項目

(別紙1)

「みどりチェック」チェックシート

事業実施主体名

	申請時 (します)	(1) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
①	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
②	☐	関係法令の遵守	☐
③	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
④	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

	申請時 (します)	(2) エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐
⑥	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(3) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	☐	※処理加工施設の整備を行う場合又は有害鳥獣の捕獲を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑧	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑨	☐	資源の再利用の検討	☐

	申請時 (します)	(5) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑪	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

注1：※の記載内容に「該当しない」場合には☐にチェックしてください。

この場合、当該項目のチェックは不要です。

注2：(1)の②の「関係法令の遵守」の対象となる法令は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）並びにこれらの法律に基づく命令とする。

<報告内容の確認について>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

上記について、確認しました→☐

(別紙2)

鳥獣被害防止対策のチェックシート（鳥獣被害防止総合支援事業）

事業実施主体名

	申請時 (します)	(1) 効果的な生息環境管理	報告時 (しました)
①	☐	鳥獣を引き寄せる要因の現状把握に努める。	☐
②	☐	農作物残さの撤去などについて、農家への巡回指導・助言を行う。	☐
③	☐	ゴミ集積所の適切な管理などについて、地域住民からの協力が得られるように、広報誌やホームページ等で周知を行う。	☐

	申請時 (します)	(2) 効果的な侵入防止柵の整備・維持管理	報告時 (しました)
※1 侵入防止柵の整備を行う場合（該当しない ☐ ）			
①	☐	集落内で話し合いを行い、合意を得て体制を構築する。	☐
②	☐	被害状況等を踏まえ、効率的・効果的な柵の整備に係る事業実施計画を策定する。	☐
③	☐	仕様書に明記する等により、規格に適合した資材を発注し、調達する。	☐
④	☐	専門家等からの指導やマニュアル等を参照し、正しい方法で施工する。また、これらを実績報告までに確認する。 なお、請負施行の場合は、受注者による工事が正しい方法による施工か確認する。	☐
※2 耐用年数期間内の侵入防止柵がある場合（該当しない ☐ ）			
⑤	☐	集落協定を結ぶなどにより、定期的な見回りを行い、破損等を確認したら速やかに修繕する。	☐

注1：※1の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。

この場合、①～④のチェックは不要です。

注2：※2の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。

この場合、⑤のチェックは不要です。

(別紙 2)

鳥獣被害防止対策のチェックシート（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等）

事業実施主体名 _____

	申請時 (します)	(1) 効果的な捕獲活動	報告時 (しました)
①	☐	関係者で話し合いを行い、取組の理解に努め、持続的な捕獲体制を構築する。	☐
②	☐	前年度の捕獲実績や現状の被害状況等を踏まえ、効果的な捕獲計画を策定する、又は見直す。	☐
③	☐	策定した捕獲計画に基づき捕獲を実施する。	☐
④	☐	捕獲実績を集積し、効果的な捕獲活動が実施できているか点検評価する。	☐

	申請時 (します)	(2) 効果的な生息環境管理	報告時 (しました)
①	☐	鳥獣を引き寄せる要因の現状把握に努める。	☐
②	☐	農作物残さの撤去などについて、農家への巡回指導・助言を行う。	☐
③	☐	ゴミ集積所の適切な管理などについて、地域住民からの協力が得られるように、広報誌やホームページ等で周知を行う。	☐